

学校法人電波学園 役員等退職慰労金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は退職した理事長、理事、監事及び評議員（以下役員等という。）に支給する退職慰労金について定める。

(退職慰労金の算出)

第2条 退職慰労金は、算定時の前年度総報酬等年額の1/2を平均報酬月額とし、平均報酬月額に役員等在任期間を乗じ、更に次の各号に掲げる役位係数を乗じて得た額とする。ただし、役員等としての在任期間中に役員等の役職に異動がある場合は、各役職別に同様に算出した金額を積算して算定する。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 理事長・代表業務執行理事 | 4. 0 |
| (2) (1)以外の理事 | 2. 5 |
| (3) 監事 | 2. 0 |
| (4) 評議員 | 1. 0 |

2. 役員等の在任期間は、1ヶ年単位とし、端数があるときは1ヶ年に切り上げる。

3. 役員等が在任中に死亡又は、やむを得ない事情により退職したときは、在任中の残存期間は、在任期間に加算する。

(特別功労金)

第3条 特に功労顕著と認められる役員等に対しては、理事会の議決を経て、特別功労金を支給することができる。

(弔慰金)

第4条 役員等が在任中に死亡したときは、次の各号に掲げる額を弔慰金として支給する。

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 業務上の死亡 | 死亡時の報酬月額の36ヶ月分 |
| (2) その他の死亡 | 死亡時の報酬月額の6ヶ月分 |

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は理事会の議を得て理事長が定める。

- 附 則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 理事長が学園長を兼任している場合は、理事長の役員退職時に支給される退職慰労金には、これまでの学園長在任に対応する退職慰労金も含まれているものとし、今後、学園長の役員在任年数は、理事長退職月以降の起算とする。
- 附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和2年9月26日から施行し、令和2年7月1日から適用する。
- 附 則 この規程は、令和7年の定時評議員会終了時から施行する。
- 2 退職慰労金算出における在任期間は、理事長、理事及び監事については前規程の適用範囲も含めた各役職の就任時から、代表業務執行理事及び評議員については令和7年の定時評議員会以降の就任時から開始するものとする。